

シャーリー・ジエンキンス著

## アメリカの対比経済政策

Shirley Jenkins, *American Economic Policy  
toward the Philippines*, Stanford University  
Press, 1954. 181 pp.

滝川勉

本書は、アメリカ太平洋問題調査会の援助を受けて、第二次大戦以後におけるアメリカとフィリピンの経済関係を具体的資料に即して分析したものである。取扱われている主要な題目は、戦後の救済と復興、ヘル通商法(Philippine Trade Act of 1946)、および同法案をめぐるアメリカ、フィリピン両国内の諸情勢、米比財政合同委員会報告(Report and Recommendations of the

Joint Philippine-American Finance Commission, 1947)、戦後の工業化計画、ヘル報告(Bell Report)であるが、さらにこれらに関連して、アメリカの戦前における対比政策、一九四五—四

七年の経済不安、一九四八—五〇年の経済危機、総司令部による対日政府間貿易の再開とこれに対するフィリピンの反響、一九四

八年のカデルノ経済発展計画(Cuaderno Program)、および農民不安(フクバラハップ)の問題が取扱われている。

戦前のフィリピン経済は、少数の原料農産物をアメリカに輸出し、同時にアメリカから工業製品を輸入するという、極端に歪められた植民地型の経済であった。このフィリピンとアメリカの植民地的経済関係は戦後もいぜんとして変わらず、フィリピン経済の少数の原料農産物の輸出に対する依存度は次第に復活・強化された。この戦後フィリピンの植民地的再編成化の最大要因を、著者はアメリカの対比経済政策に、なかならず、フィリピンとアメリカの通商関係を独立以降二八年の長きにわたつて規定したヘル通商法に求めた(拙稿「ヘル通商法のフィリピン経済に及ぼす影響」『本誌』八卷一号参照)。同法の植民地的性格は、米国会における審議過程(第四章)、のうちにヘル法の分析(第五章)、およびアメリカ業界の見解(第六章)のうちにきわめて明確に浮彫りされている。

ヘル通商法の規定のうちで最も問題とされているのは、関税規定、フィリピンに対する輸出割当制、および輸出割当量の配分、アメリカ資本に対する特恵の賦与(パリティ条項)、ドル・ペソ比価の固定と資本の自由移転を規定した通貨条項である。

米大統領によるフィリピン輸出商・割当権の保持に対して、著者はつきのごとき批判を行った。「このことは、全世界に向つ

て貿易制限の撤廃を要求しているアメリカの政策に反するものがあり、同時に産業の立地は自然的有利性によつて決定せらるべしとする経済原則（「比較生産費の原則」に相い反するものである）（六六頁）。輸出割当制はフィリピンにおける第二次産業の発展を阻害し、一九四〇年を基準とする輸出割当量の配分は、フィリピンの主要生産面に投下されたアメリカ資本の独占的地位を復活・強化せんとするものであつた。「ベル法案によつて最大の恩恵をうるものは、砂糖工場とココナット油精製工場であり、その大部分はアメリカの特権業者の所有するところである」（民主同盟）。パリテイ条項は通貨条項とともにアメリカの投資拡大を狙つたものであつたが、そこには互恵性が存在せず、この条項によつて、「フィリピン人はアメリカ資本のために働くたんなる労働者にならざるであらう」（マニラ・クロニクル）と批難された。

高等辨務官ポール・V・マクナットは、このパリテイ条項を弁護し、その意図はフィリピンにおける中産階級の育成にあると述べたが、植民地における階級の矛盾を緩和しようとするこの政策のうちには、帝国主義政策の本質が最もよく暴露されている。

ベル通商法はフィリピンの独立に先立ち、五回の原案修正を経て米国会を通過・成立したものであつた。それは二つの対立する経済勢力、すなわちフィリピンとの密接な経済的関連の継続を主張する重商主義的資本家のグループと、これに反対する国内農業

生産者グループとの相い反する利害の妥協的産物であつた。ベル通商法がアメリカの利益のためにのみ作られたものであつて、決して、フィリピンの利益のために作られたものではないことは、まさに奇怪なことといふべきであらう。すなわち、ベル法案の各条項をめくつて、そこにはフィリピンの独立を真に考えたものは一人もいなかったものであり、ただ一国の独立をポーカーの賭け札に転じようとした横暴な資本の利潤追求のみが存在したのであつた。この恐るべき、しかも冷徹な事実を、著者はきわめて豊富な資料を駆使して克明に描いている（第四章—第六章）。

さらに第六章においては、帝国主義勢力（諸資本）のうちにも、大資本と小資本、独占資本と非独占資本、旧投下資本と新規資本の間に、複雑な矛盾と利害対立が存在すること、その矛盾撞着の過程に植民地が結局強力な（競争に打克つた）外国資本の勢力下に従属してゆくこと。すなわち、「後進国をして先進国の経済的な附屬器官とさせ、先進国の経済を補うところの経済活動だけを助長させ、それと競合する方面を抑えようとした。結果として、後進国の立場からすれば片輪の発展となり、そこから自然にはもとに戻らない経済的な不調和や社会的な緊張が次から次へと生れてきた」（「スウィージー」歴史としての現代）邦訳（一〇〇頁）という帝国主義の運動の具体的メカニズムをわれわれに示してく

アメリカの帝國主義がフィリピンに作用しうるためには、これと結びつく国内勢力が存在しなければならぬ。さらにこれに対抗する広汎な國民大衆の民族主義的な諸勢力が存在する。

著者はベル通商法に反対するフィリピン大衆の感情を、マニラで発行されている一五余の日刊紙、週刊紙の記事やアメリカ特派員の報道等の集積によつて、詳細に記録している。その並々ならぬ努力には敬意を表したい。すなわち、第七章の「フィリピン人の感情」はまさに本書中の圧巻であり、読者の胸中に多くの共感をもたらすものがあるであらう。パリテイ条項の成立は、フィリピン憲法の修正を必要とするものであつたが、フィリピン人はこれに対して最大の抵抗を示した。同国で最もひろく読まれている週刊紙の一つ、フィリピン・フリー・プレスに現われた輿論を試みに拾つてみよう。

「われわれは、アメリカと緊密な軍事的、経済的同盟を結び、共産主義に反対してデモクラシーの側に立つかぎり、侵略者呼ばわりをする必要はない。経済体制、防衛体制に関するかぎり、われわれはなおアメリカの側にある。」(バラワン)

「パリテイ条項はわれわれに仕事を与えてくれるがゆえに、私はそれに投票しようと思つてゐる。」(サマール)

「困苦と飢餓の現在、センチメンタルな暴動はわれわれを少しも助けてくれない。胃の腑の要求を精神は満すことができない

い。」(バタンガス)

「パリテイ条項は経済的買淫の上品な同義語である。」(ブキドノン)

「感謝と個人的・國家的尊嚴の保持とは別問題である。パリテイ条項は不正である。アメリカはわれわれの資源から獅子の分前を得るであらう。」(アルバイ)

「いかなる繁栄がもたらされようとも、それはアメリカ人のための繁栄であつて、フィリピン大衆には貧困がもたらされるにちがいない。」(マニラ)

日米行政協定やMSA法に対する日本國民の輿論は、果してこれらとどれだけの相違を示すであらうか。一九四七年の國民投票の結果、六割の不在投票を記録してパリテイ条項はついに成立した。

フィリピンの将来について、カルロ・M・レクト判事の言葉を引用することが適當であらう。「フィリピンが、不当のいかににかかわらず、アジア人の眼にアメリカの政策以外の政策を全然もたないアメリカの一傀儡としてみられるかぎり、フィリピンはアジアにいかなる真の影響力をもつことも期待しえないであらう」

(マニラ・ビュレチン)。

カリフォルニア大学のサンフォード・モスクは、本書を批評してフィリピンの経済政策に対するアメリカの影響をあまりにも強

調しすぎると述べているが (*The Journal of Political Economy*, Dec. 1954, pp. 540-541) その批判がいかに無力であるかは、本書のベル通商法に関する分析そのものが十分に答えていると思ふ。もちろん、本書にも全然欠陥がないわけではない。たとえば、アメリカ資本とフィリピンの特権階級との結びつき(あるいは矛盾)についての分析がなお不十分である。独立後の初代大統領マヌエル・ロハスの対日協力問題の背景からは、なおアメリカとフィリピンとの支配・被支配の関連の糸が十分にたぐり出せるはずである。

さらに著者はフィリピンの経済発展には農業と工業との並行的計画が必要であると述べているが(一四七頁)。しかしそれによつて後進国の経済発展は達成されえないであらう。すくなくとも著者のいう長期の経済問題 (long-run economic problem) を解決するためには、重工業(基幹産業)の発展に最優先順位が与えられねばならぬ (Maurice Dohb, *Some Aspects of Economic Development, Thir e Lectures*; Delhi, 1951. とくに第二講以下をみよ)。だが、著者は本書によつて経済発展の問題を理論的に取扱おうとしているわけではないから、かかる観点からする批判むはしる酷にすぎるといふべきであらう。

以上の批判によつて、本書の価値は少しも損われるものではない。戦後の帝国主義論、あるいは植民地問題の研究に豊富な具体

的資料を提供するものとして、本書はきわめて貴重な文献の一つである。とくに戦後アメリカとの密接な経済的関連の下に置かれているわれわれが、アメリカの対日政策(なかならず経済政策)の本質なりその意義なりを知ろうとする場合に、本書はきわめて多くの示唆を提供してくれるであらう。(三〇・二・二〇)